

所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適用対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費(Ⅱ)算定状況】

| R4年度 | 病名 | 人数 | 治療日数 | R5年度 | 病名 | 人数 | 治療日数 |
|------|-------|----|------|------|-------|----|------|
| | 肺炎 | 10 | 69 | | 肺炎 | 4 | 21 |
| | 尿路感染症 | 41 | 283 | | 尿路感染症 | 62 | 484 |
| | 带状疱疹 | 0 | 0 | | 带状疱疹 | 0 | 0 |
| | 蜂窩織炎 | 0 | 0 | | 蜂窩織炎 | 1 | 7 |

【所定疾患施設療養費(Ⅱ)算定要件】

1. 所定疾患療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
 - イ) 肺炎
 - ロ) 尿路感染症
 - ハ) 带状疱疹
 - ニ) 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用にあたっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療等に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告する。
7. 介護老人保健施設の医師が感染症に関する内容を含む研修を修了していること。
ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。